諮問第36号

#### 第1 審査会の結論

和歌山県知事(以下「実施機関」という。)は、本件異議申立ての対象となった「平成16年度宅地造成等規制法調査事務処理一件」及び「平成16年度建築物に対する指導伺い等一件」について別紙1及び2に示す審査会の判断において開示とした部分を開示すべきである。

#### 第2 異議申立てに至る経過

1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、 実施機関に対し、平成16年12月30日付けで「平成16年度 に東牟婁振興局新宮建設部が行った東牟婁郡

における宅地造成等規制法違反の疑い及び建築基準法違反の 行政指導に至った経緯・現地調査の日時・他官公署と通知したま たは通知を受けたまたは受け取った公文書・写真・フロッピー等 全記録」について開示請求を行った。

2 実施機関は、1の開示請求に対して、「平成16年度宅地造成等規制法調査事務処理一件(新宮建設部)(東牟婁郡

のものに限る)」として別紙1の「公文書」欄の公文書を、「平成16年度建築物に対する指導伺い等一件(新宮建設部)東牟婁郡 のものに限る」として別紙2の「公文書」欄の公文書を特定し、それぞれ一部を開示する部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、開示しない部分及び当該部分を開示しない理由を別紙1及び2の「実施機関の決定」の「開示しない部分」欄及び「開示しない理由」欄のように記載して平成17年1月19日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立人は、平成17年1月22日付けで、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件処分を 不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

# 第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「異議申立てに係る処分を取り消し、全部の開示を求める」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書並びに審査会における意見 及び説明の陳述に代えて提出した意見書によって主張する内容を 要約するとおおむね次のとおりである。

- (1) 特定した公文書は、異議申立人の情報が記載されたものであり、プライバシーの侵害にあたらず、個人情報保護を目的とする条例第7条第2号、第3号には該当しない。
- (2) 宅地造成等規制法違反と公表されたことにより、和歌山県から三重県に及ぶ建築会社・設計会社・測量会社・電気工事会社・水道工事会社等約30社近くに業務依頼拒否を受けており、開示することにより都市政策課が危惧する社会的信頼を不当に低下させ事業を行っていく上での正当な利益を害する状態に既に陥れられている。
- (3) 所有者に連絡・通知なく現地調査をした杜撰な行政に対してその違法性を後日告訴する証拠とするためのものであり、現段階で広範囲に公表された以上、本人に非開示とすることは証拠隠滅にあたる。

他県・国官公署においては、こうした件は直接個人を識別できる名称、氏名、住所、電話番号以外は全て開示されている。

(4) 部分開示と称して証拠として立証するための大事な部分までが非開示となることは開かれた行政・ガラス張りの行政を目的とした情報公開制度を根本から否定したものになる。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書及び異議申立てに対する部分開示処分理由説明書並びに審査会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

- 1 条例第7条第2号該当性について
  - (1) 個人の住所、氏名、電話番号及び職業、本件造成工事場所及び建築物所在地(字、地番まで)、個人からの手紙(報告書、催告書)、土地の登記簿謄本の写し並びに住宅地図については、個人の情報であって特定の個人を識別することができる情報であり、かつ同条同号の但し書きアからウのいずれにも該当しない。
  - (2) 職員の e-mail アドレスについては、職員個人に与えられた ものであり、公務員の職務遂行の内容ではなく、かつ同条同 号の但し書きアからウのいずれにも該当しない。
  - (3) 本件造成工事場所を特定することができる記述等、本件造成工事に関係する工事施行者、工事監理者、設計事務所及び本件造成工事場所にあった施設の解体を行った業者(以下「解体業者」という。)に関する記述、本件造成工事場所及び建築物所在地の写真、道路平面図、公図の写し、本件造成工事場所にあった施設の見取り図、郵便物の配達証明書及び書留追跡については、当該情報のみでは、個人を識別することはできないが、地域住民が保有する情報と照合することにより特定の個人が識別できる情報であって、かつ同条同号の但し書きアからウのいずれにも該当しない。
- 2 条例第7条第3号ア該当性について

本件造成工事に関係する工事施行者、工事監理者、設計事務所 及び解体業者に関する記述については、公にすることにより、宅 地造成等規制法や建築基準法の違反工事を請け負う業者、違反工 事と関係のある業者として認識され、当該法人の社会的信用や信 頼を不当に低下させ、事業を行っていく上での正当な利益を害す るおそれがある。

3 自己の情報の開示について

条例においては、何人に対しても、開示請求権を認めており、 請求者が誰であるかは考慮されず、本人が公文書に記載されてい る自己に関する情報を開示請求したとしても、条例第7条第2号 の但し書きアからウ及び条例第9条に該当しない限り、非開示と なる。

また、法人等に関する情報についても条例第7条第3号ア又は イに該当すれば同号但し書き又は条例第9条に該当しない限りは 非開示となる。

### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、東牟婁郡

において平成

16年度中に宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号、以下「宅造法」という。)及び建築基準法(昭和25年法律第201号)違反の疑いがあるとされた事例についての行政指導等をまとめた、次に掲げる公文書である。

### 宅造法関係

- (1) 電話での問い合わせ記録(平成16年11月26日)
- (2) 宅造法第18条に基づく報告書(写し)の送付が都市政策 課からあったことを報告する起案文書
- (3) 新宮建設部から都市政策課への現地の状況写真の送付文書
- (4) 催告書に対する回答についての都市政策課から新宮建設部 へのファクシミリ文書
- (5) 本件造成工事に係る内容証明郵便についての都市政策課から新宮建設部へのファクシミリ文書
- (6) 本件造成工事に係る対応記録の差し替えについての新宮建設部から都市政策課へのファクシミリ文書

- (7) 経過記録(平成16年8月13日から)2件
- (8) 本件造成工事に係る設計事務所の連絡先についての新宮建設部から都市政策課へのファクシミリ文書
- (9) 違反調査報告書等についての新宮建設部から都市政策課へのファクシミリ文書
- (10) (9)の訂正のファクシミリ文書
- (11) 本件造成工事場所及び建築物所在地の写真
- (12) 道路平面図
- (13) 本件造成工事場所に係る未届け造成箇所関係資料について の新宮建設部から都市政策課へのファクシミリ文書
- (14) 経過記録(平成16年8月18日から)
- (15) 本件造成工事場所の見取図
- (16) 本件造成工事場所の公図、土地の登記簿謄本の調査に係る 文書
- (17) 本件造成工事場所を明示した住宅地図
- (18) 本件造成工事場所に係る進入路設置についての新宮建設部 から都市政策課へのファクシミリ文書

## 建築基準法関係

- (1) 建築物に対する指導について(伺)(平成16年10月2 5日起案)
- (2) 建築物に対する指導について(伺)(平成16年9月8日 起案)
- 2 条例第7条第2号該当性について
  - (1) 条例第7条第2号は、個人の尊厳に関わる基本的人権の尊重の立場から情報公開制度の下においても個人のプライバシーに関する情報が最大限に保護されるよう配慮すべきであることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものについては、原則として開示

しない旨規定している。

(2) 条例第7条第2号に規定されている「個人を識別することができるもの」には、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」と規定されている。

本件において、実施機関は、照合の対象となる「他の情報」 を「地域住民が保有する情報」と主張している。

この主張は、本件の場合、東牟婁郡

と限定された地域における違反事案であることから、個人の権利利益を最大限に保護するため、「地域住民が保有する情報」と照合することにより「個人を識別することができるもの(非開示情報)」とした考え方に立ったものであると理解することができる。

しかし、「個人を識別することができるもの」を非開示とするのは、個人の権利利益を保護するという目的のためであることから、個人識別可能性の判断に際しては、個人情報の内容や性質等に応じて、適切に判断すべきである。

情報公開制度の目的である公正で開かれた県政を一層推進するためには、できる限り県民に情報を公開すべきであり、本件のような事案の場合、実施機関の考え方は、非開示事項を広く捉えすぎるものである。

本件の事案の性質と個人の権利利益の保護の必要性からすると「県民であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報」と照合することによって「個人を識別することができるもの」であるかどうかの判断をすべきである。

当審査会は、以上のような判断の下に条例第7条第2号該 当性を審査する。

- (3) 本件公文書のうち実施機関が、条例第7条第2号に該当する情報として非開示としたものは、次のとおりである。
  - ア 個人の住所、氏名、電話番号及び郵便番号
  - イ 個人の職業

- ウ 本件造成工事場所並びに建築物所在地の字名、地番、 公簿面積及び地目
- エ 個人からの報告書2通及び催告書1通
- オ 県職員の e-mail アドレス
- カ 本件造成工事場所の土地の登記簿謄本の写し
- キ 本件造成工事場所が明示された住宅地図
- ク 本件造成工事場所を特定できる記述
- ケ 本件造成工事及び建築工事(以下「本件造成工事等」 という。)に関係する工事施行者、工事監理者、設計事 務所並びに解体業者の名称、代表者氏名、郵便番号、住 所及び電話番号
- コ 上記ケの工事監理者の代表者印の印影
- サ 上記ケの設計事務所のファクシミリ番号及びメールアドレス
- シ 上記ケの工事監理者及び設計事務所の所在地(市名)
- ス 上記ケの解体業者のファクシミリ番号、主任技術者氏 名、建設業許可番号及び所在地(県名)
- セ 本件造成工事場所及び建築物所在地の写真
- ソ 道路の平面図
- タ 本件造成工事場所を含む公図の写し
- チ 本件造成工事場所にあった施設の見取り図
- ツ 実施機関が個人に郵送した文書に係る配達証明書並び に書留追跡に記載された郵便局名、同郵便局の郵便番号、 県名及び引受番号
- (4) 個人の住所、氏名及び電話番号については、特定の個人が 識別できる情報であることは言うまでもない。

また、郵便番号については、住所と一体的に記載された情報であることから、個人が識別できる情報に含まれると認められる。

(5) 個人の職業については、特殊な職業ではないことから、個人の氏名を非開示とすれば、これを開示しても特定の個人が

識別できるとは認められない。

(6) 本件造成工事場所並びに建築物所在地の字名及び地番については、これを開示することにより本件造成工事場所及び建築物所在地が特定され、土地の登記事項証明書等他の情報と照合することにより特定の個人が識別できると認められる。

また、地目については、当該場所に特有の地目が記載されていることから、これを開示することにより本件造成工事場所が特定され、他の情報と照合することにより特定の個人が識別できると認められる。

公簿面積については、これを開示しても、本件造成工事場 所が特定されるとは認められず、特定の個人が識別できると は認められない。

(7) 個人からの報告書2通及び催告書1通については、実施機 関は、その全てが個人識別情報に該当すると主張している。

確かに、個人が作成した手紙等については、個人を識別できる情報を非開示としても、個人の人格と密接に関連した情報が記載されており、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれのある場合が認められることから、条例第7条第2号では、このような場合も個人に関する情報として非開示と規定している。

しかしながら、報告書 2 通については、いずれも都市政策課が宅造法第 1 8 条に基づき報告を求めたことに対して提出されたものであり、催告書については、都市政策課からの本件造成場所での現地立ち会い及び事情聴取についての協力依頼に対して提出されたものである。また、報告書及び催告書は、手書きではなく、かつ、催告書の一部に異議申立人としての今後の対応についての考え方が記載されているものの、それ以外は問題となっている宅造法違反に係る状況説明の記載であり、私的な内容は記載されていない。

以上のことから、個人からの報告書及び催告書は、私信等とは異なる性質のものであり、特定の個人を識別できる情報

を非開示としても、公にすることにより、なお、個人の権利 利益を害するおそれのあるものとは認められない。

したがって、本件造成工事場所にあった施設の利用形態並びに差出人の住所、氏名及び個人印の印影の部分を非開示とすれば、他の情報を開示しても特定の個人が識別できるとは認められない。

(8) 県職員の e-mail アドレスについては、確かに県職員個人に付与されたものであり、個人が識別できる情報と認められる。

しかしながら、当該 e-mail アドレスは、県職員が職務上用いるものであり、私的な e-mail アドレスとは、性質を異にするものである。また、アカウント部分は、職員の人事異動表や市販されている職員録で公になっている職員の氏名から推測できる内容である。

さらに、職務の遂行上、広く第三者に公表している場合も認められることから、県職員の e-mail アドレスは、個人が特定できる情報ではあるが、公務員の職務の遂行に関する情報であり、条例第7条第2号但し書きア及びウに該当し、開示すべき情報であると認められる。

- (9) 本件造成工事場所の土地の登記簿謄本の写しについては、 これを開示することにより特定の個人が識別できると認められる。
- (10) 本件造成工事場所が明示された住宅地図については、これ を開示することにより本件造成工事場所が特定され、土地の 登記事項証明書等他の情報と照合することにより特定の個人 が識別できると認められる。
- (11) 本件造成工事場所を特定できる記述とは、具体的には次のような記述である。
  - ア 本件造成工事場所にあった施設の名称、利用形態及び その前後の記載(施設の状況、施設の取得方法等)並び に施設の階数及び施設解体工事の対象床面積
  - イ 本件造成工事場所付近の地名

ウ 本件造成工事場所付近の道路の種別及びその種別が推定される記載

このうち、アの施設の名称及び利用形態については、これを開示すれば本件造成工事場所が特定され、上記(10)と同様、他の情報と照合することにより特定の個人が識別できると認められるが、施設の名称及び利用形態を非開示とすれば、その前後の記載、施設の階数及び施設解体工事の対象床面積を開示しても本件造成工事場所が特定されるとは認められず、特定の個人が識別できるとは認められない。

イについては、これを開示すれば、本件造成工事場所が特定され、上記(10)と同様、他の情報と照合することにより特定の個人が識別できると認められる。

ウについては、これを開示しても本件造成工事場所が特定 されるとは認められず、特定の個人が識別できるとは認めら れない。

(12) 本件造成工事等に関係する工事施行者、工事監理者、設計事務所並びに解体業者の名称、郵便番号、住所及び電話番号、工事監理者の代表者印の印影、設計事務所のファクシミリ番号及びメールアドレス、工事監理者及び設計事務所の所在地(市名)並びに解体業者のファクシミリ番号、建設業許可番号及び所在地(県名)については、これを開示しても特定の個人が識別できるとは認められない。

また、工事施行者、工事監理者、設計事務所及び解体業者の代表者氏名は、個人事業者の場合は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、条例第7条第2号には該当しない。また、法人の場合は、商業登記法(昭和38年法律第125号)に基づく法人の商業登記簿により公にすることが予定されている情報であり、条例第7条第2号但し書きアに該当し、開示すべき情報であると認められる。

解体業者の主任技術者氏名については、当該主任技術者の 個人が識別できる情報と認められる。

- (13) 本件造成工事場所及び建築物所在地の写真については、他の情報と照合することによって本件造成工事場所及び建築物所在地が特定できるものが写っているとは認められず、また時間の経過により、現地の状況も変化すると考えられることから、これを開示しても特定の個人が識別できるとは認められない。
- (14) 道路の平面図については、特別な記載はなく、これを開示しても本件造成工事場所が特定されるとは認められず、特定の個人が識別できるとは認められない。
- (15) 本件造成工事場所を含む公図の写しについては、本件造成工事場所の地番を線で囲んでおり、これを開示することにより本件造成工事場所が特定され、上記(10)と同様、他の情報と照合することにより特定の個人が識別できると認められる。
- (16) 本件造成工事場所にあった施設の見取り図については、これを開示することにより、本件造成工事場所にあった施設が特定される。このことにより本件造成工事場所が特定され、上記(10)と同様、他の情報と照合することにより特定の個人が識別できると認められる。
- (17) 実施機関が個人に郵送した文書に係る配達証明書並びに書 留追跡に記載された郵便局名、同郵便局の郵便番号、県名及 び引受番号については、これを開示することにより、文書の 発送先をある程度特定できるとしても、特定の個人が識別で きるとは認められない。
- (18) 異議申立人は、本件公文書に記載されている情報は、自己の情報であり、プライバシーの侵害にあたらず、個人情報保護を目的とする条例第7条第2号には該当しないと主張する。

しかし、条例の開示請求制度は、何人に対しても、請求の 目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、 本人に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者 が誰であるか考慮されず、条例第7条第2号に該当する情報であれば、同号のアからウ又は条例第9条に該当しない限り、 非開示となるものである。

- 3 条例第7条第3号ア該当性について
  - (1) 条例第7条第3号アは、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、原則として開示しないこととする旨規定している。
  - (2) 本件公文書のうち実施機関が、条例第7条第3号アに該当する情報として非開示としたものは、次のとおりである。
    - ア 本件造成工事等に関係する工事施行者、工事監理者、 設計事務所並びに解体業者の名称、郵便番号、住所、代 表者氏名及び電話番号
    - イ アの設計事務所及び解体業者のファクシミリ番号
    - ウ アの設計事務所のメールアドレス
    - エ アの工事監理者の代表者印の印影
    - オ アの解体業者の建設業許可番号及び主任技術者氏名
    - カ アの工事監理者及び解体業者の所在地(市名及び県名)
  - (3) 本件造成工事等は、宅造法及び建築基準法に違反する疑いのあるとされる工事である。

実施機関は、上記アから力の情報を開示することにより違反工事に関係のある事業者として認識され、当該事業者の社会的信用や信頼を不当に低下させ、事業を行う上での正当な利益を害するおそれがあると主張している。

確かに、本件造成工事等は、宅造法及び建築基準法に違反する疑いがあるとされる工事であるが、本件造成工事等に関係する事業者は、事業主の指示により工事を行っていたものであり、また実施機関からの指示により、工事を中止している。

以上のように、本件造成工事等に関係する事業者について

は、宅造法及び建築基準法違反の行為を行っているとは認められないにも関わらず、開示することにより本件造成工事等に関係する事業者が特定されれば、違反業者としての誤解を招くおそれはないとは言えず当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるという実施機関の主張は是認できる。

上記(2)アからオの情報を開示することにより、本件造成工事等に関係する工事施行者、工事監理者及び設計事務所が特定されると認められ、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

しかしながら、上記(2)カについては、これを開示しても、 事業者が特定されるとは認められないことから、当該事業者 の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあ るとは認められない。

- (4) 異議申立人は、既に社会的信頼を不当に低下させ事業を行っていく上での正当な利益を害する状態に既に陥れられていることから、条例第7条第3号に基づく非開示には理由がないと主張するが、上記(3)に記載したように、本件造成工事等に関係する事業者について判断すると、上記(2)のアからオは、条例第7条第3号に該当するものである。
- 4 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経 過
平成17年2月3日	諮問(実施機関)
平成17年2月16日	実施機関からの理由説明書を受理

平成17年2月22日	異議申立人からの意見書を受理
平成17年3月25日	実施機関からの意見及び説明の聴取
平成17年4月7日	異議申立人からの意見及び説明の陳述に代えて提出された意見書を受理
平成17年4月19日	審議
平成17年5月13日	審議
平成17年5月31日	審議
平成17年6月17日	審議
平成17年7月15日	審議